平成28年度

建築基準整備促進事業

募　集　要　領

平成28年3月

国土交通省

住宅局 建築指導課

　　　 住宅生産課

国土技術政策総合研究所

１．事業の趣旨

　本事業は、建築基準法、省エネ法、住宅品質確保法等に係る技術基準整備のための検討について、民間の能力を積極的に活用して、基準の整備、見直しを図ることを目的とします。

国（住宅局建築指導課、住宅生産課及び国土技術政策総合研究所）が建築基準の整備を促進する上で必要となる事項について提示し、これに基づき基礎的なデータ・技術的知見の収集・蓄積等の調査及び技術基準の原案の基礎資料の作成（以下「調査」という。）を行う民間事業者、国立大学法人等を公募によって募り、最も適切な調査の内容、実施体制等の計画を提案した者に対して、予算の範囲内において、国が当該調査に要する費用を補助します。

※ 今回の募集は、平成28年度予算によるものであり、平成28年度予算成立後、速やかに事業を開始できるように予算成立前に募集手続を行うものです。したがって、平成28年度予算の国会における成立が事業実施の条件となりますので、国会における予算審議の状況によっては、事業内容等の変更や事業者の特定が遅れること等があり得ることを、あらかじめご了承ください。

２．事業の概要

２．１ 公募対象の調査事項

　国が建築基準の整備を促進する上で必要な事項として、次表に掲げる調査事項を対象とします。なお、今年度の調査事項の具体的な内容については、別添に示しております。調査の採択はこの事項単位で行いますので、応募に当たっては以下の各事項単位で調査計画を作成していただきます。また、平成27年度からの複数年度採択事業となっている調査事項につきましては、今回、事業者の公募はいたしません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 調査番号 | 調査事項　（計9事項） | 新規／継続 |
| S22 | 高密配筋を行った鉄筋コンクリート造部材の部材種別の評価に関する検討 | 新規 |
| S23 | 相模トラフ沿いの巨大地震等による設計用長周期地震動の作成手法に関する検討 | 新規 |
| G1 | 共同住宅の界壁等の遮音性能に関する技術的基準の検討 | 新規 |
| F10 | 不燃材料等に関する大臣認定仕様基準の検討 | 新規 |
| F11 | 法適合に向けた既存建築物の防火改修の手法の検討 | 新規 |
| T2 | 定期報告制度の調査・検討項目等の見直しの検討 | 新規 |
| M4 | 長期優良住宅における鉄筋コンクリート壁式構造の損傷防止性能の評価の合理化に関する検討 | 新規 |
| E7 | 住宅における地域性を活かした省エネ技術の評価のための簡易熱負荷計算法の検討 | 新規 |
| E8 | 業務用コージェネレーション設備の性能評価手法の高度化に関する検討 | 新規 |

２．２　応募者

（１）応募者は、本補助金の交付を受けて、調査を実施する民間事業者、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する法人その他の本事業を実施する能力を有する者とします。

（２）応募者は、次のすべてに該当しなければなりません。

①　調査を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。

②　調査を的確に遂行するに当たって十分な経理的基礎を有すること。

③　調査に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

④　各調査で規定された「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」を有すること

※　応募者の各構成員が調査の一部を分担して実施することにより、二以上の構成員により調査を行うことが可能です。例えば、大学と民間企業等により調査を行うことも可能です。ただし（１）の要件を満たす者に限ります。

（３）原則として、２．１の公募対象の調査事項のうち、調査番号S22、S23、F10、F11、M4、E7、E8は、国立研究開発法人建築研究所（以下「建築研究所」という。）と共同研究により実施するものとし、調査番号G1、T2については、建築研究所の技術指導を得て実施するものとします。

なお、共同研究又は技術指導の区分については、応募内容により変更される場合があります。

※　建築研究所と共同で実施する場合の補足事項

①　交付される補助金については、応募した事業主体に対して全額交付され、建築　研究所は補助金の交付を受けません。

②　事業主体（建築研究所以外の共同研究者を含みます。）と建築研究所との間で共同研究に関する協定を交わしていただきます。

③　調査により生じた知的財産権は、建築研究所と共同で実施した場合は、原則として建築研究所にも帰属することとなります。

※　建築研究所の技術指導を受ける場合の補足事項

○　建築研究所は、原則として、事業主体から技術指導料は受領しません。

（４）応募の際には、経理担当者及び事務連絡先を決めていただきます。

国土交通省

経理担当者

事務連絡先

応募者

①応募

②結果通知

③交付申請

④交付決定通知

連絡

連絡

２．３　調査の期間

補助金の交付を受けることができる調査の期間は、単年度とします。ただし、調査番号S22、G1、F10、F11、T2、M4、E7、E8は複数年度で採択をします※。平成28年度の調査・検討の実施期間については、交付決定通知が発出された日からとし、平成29年3月3日（金）までに事業を完了するものとします。

※これらの事業は、年度を跨いで測定・実験が発生する・初年度のノウハウを用いた専門的な技術が必要となること等を理由に、同一事業者が継続して事業を行うことが望ましいことから複数年度採択としています。

２．４　補助金の額

　一応募当たりの補助金の額は、３．１の直接調査経費と３．２の間接経費の合計の１分の１以内の額とし、一の事業主体につき単年度当たり60,000千円を限度とします（ただし、実大実験等の大がかりな実験を必要とするテーマについては、国土交通省住宅局に設置する建築基準整備促進事業評価委員会（以下「事業評価委員会」という。）に諮り、その妥当性が了承されたものに限り、補助限度額を超えて補助金を交付することができるものとします。）。

３．補助金の範囲

　調査の計画の遂行に必要な経費及び調査の成果のとりまとめに必要な経費として次の対象経費を計上できます。なお、次の直接調査経費と間接経費（直接調査費の30％以内）の合計が補助金の対象（以下「補助事業費」という。）となります。

　応募に当たっては、調査の所要経費の概算を提出していただきますが、補助金額は、応募書類に記載された金額及び調査の計画等を総合的に考慮して決定しますので、必ずしも当初の応募書類の額とは一致しません。

　また、調査項目毎に補助予定額を設定していますので、調査計画作成の際に参考にしてください。（補助金の額は、審査の結果、増減することがあります。）

　なお、本事業に係る補助金の財源は国の予算であるため、補助金の支出に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「国土交通省所管補助金等交付規則」、「住宅市場整備推進等事業補助金交付要綱」及び本要領に基づいた適切な経理を行わなければなりません。

３．１　直接調査経費

（１）調査を実施する者の人件費

調査を実施する応募者の人件費を指します。

（２）設備備品費

　当該調査に供する器具機械類その他の備品並びに標本等（以下「備品等」という。）で、その性質及び形状を変ずることなく比較的長期の反復使用に耐えるものの代価です。社内調達の場合は製造原価で購入します。

　備品等は原則リース等で調達（「その他」の支出費目に計上。）してください。なお、価格が50万円以上の備品等についてリース等での調達が困難な場合は、その理由書及び機種選定理由書を（様式３）に添付してください。

　備品等の購入経費は、各年度の当該経費に係る補助事業費の90％を超えない範囲とします。

ただし、90％を超える場合であっても、調査に必要な試作機の製作に係る備品等の購入のように、調査の計画そのものの性格、内容に由来するものである場合には、単なる備品等の購入の計画でないことの説明書を、（様式３）に添付して、申請することができます。

（３）消耗品費

　事業用等の消耗器財、その他の消耗品及び備品等に付随する部品等の代価です。社内調達の場合は製造原価等の実費で購入します。

（４）交通費・宿泊費

　当該調査に参加する者が調査を行うために直接必要な出張等に伴う交通費及び宿泊費（一行程につき最長２週間程度のものに限る。）が対象となります。

（５）謝金・賃金

謝金は、当該調査を遂行するための資料整理、実験補助、技術資料の収集等の単純労働に対して支払う経費（「時間給」又は「日給」）及び専門的知識の提供等、当該調査に協力を得た人（調査を実施する応募者は除く。）に支払う経費です。

賃金は、応募者が法人の場合、当該調査を遂行するための資料整理、実験補助、技術資料の収集等を目的とした技術補助者を雇用するための経費（「時間給」又は「日給」）です。ただし、雇用に伴う諸手当、社会保険料等の調査遂行に関連のない経費は、当該法人の負担となり、本補助金では支払えません。

（６）役務費

　当該調査を遂行するために必要な器具機械等の設置に要する費用や修繕料、各種保守料、翻訳料、写真等焼付料、鑑定料、設計料、試験料、加工手数料です。

応募者が法人の場合、調査の本質をなす発想を必要としない定型的な業務であれば社内発注ができます。この場合の支払額は、人件費においては労働時間に応じて支払われる経費のみで、雇用に伴う諸手当及び社会保険料等の調査遂行に関連のない経費は、当該法人の負担となり、本補助金では支払えません。

（７）委託費

　当該調査に必要であるが、調査の主たる部分以外の定型的な業務を他の機関に委託して行わせるための経費を指します。委託費は、原則として、各年度の補助事業費の50％を超えない範囲とします。50％を超える場合は、その理由書を（様式３）に添付してください。

（８）その他

　設備の賃借（リース）、調査活動を遂行するための労働者派遣事業を営む者から期間を限って人材を派遣してもらうための経費、文献購入費、光熱水料（専用のメーターがある等、実際に要する経費の額を特定できること。）、通信運搬費（実際に調査に要するものに限る。）、印刷製本費、借料・損料、会議費、送金手数料、収入印紙代、知的財産権の出願・登録経費（当該調査開始後の成果で、補助金使用に関わるものに限る。一件あたり38万円を限度とする。）等の雑費を計上できます。

３．２　間接経費

　管理部門の経費（管理経費）並びに複数の技術者が共通的に使用する施設及び情報基盤に係る経費（共通業務費）等、調査の実施を支えるための経費として、直接調査経費の30％以内で間接経費を計上できます。

３．３　申請できない経費

　本補助金は、当該調査を遂行する上で必要な一定の組織、施設及び設備等の基盤的技術環境が最低限確保されている法人等を対象としていますので、調査の遂行に必要な経費であっても、次のような経費は申請することはできませんので留意してください。

（１）建物等施設の建設、不動産取得に関する経費

　ただし、当該調査を遂行するために必要な器具機械等の設置に要する費用や、調査を行なう上で必須となる試験体等（建築材料等）の建設費※は、申請できます。

※調査を行うにあたり、他の方法で代替が可能な場合は、申請できません。

（２）調査補助者等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当）

　ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については申請できます。

（３）国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費・宿泊費、参加費

　ただし、補助金の対象となった調査の成果発表を行う場合は申請できます。

（４）調査中に発生した事故・災害の処理のための経費

（５）その他、当該調査の実施に関連性のない経費

３．４　経費の費目間の流用

　３．１、３．２に掲げる各費目間において、一定以上の流用を行う際は、「国土交通省所管補助金等交付規則」等に基づき、すみやかに申請手続きを行い、国土交通大臣の承認を得ることが必要となります。手続きの詳細については、採択後、交付申請の際に、事業者あて別途連絡いたしますので、ご確認下さい。

４．実施主体の選定の審査方法等

４．１　審査方法

　実施主体の選定の審査は、事業評価委員会において行われる予定です。

　なお、原則として、事業評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので、あらかじめご了承ください。

４．２　審査手順

　応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について原則ヒアリング審査を行い、採択者を決定します。ただし、前年度からの継続調査事項に限り、書類審査のみとする場合があります。

　ヒアリング審査は、平成28年4月25日（月）に国土交通省本省で実施する予定ですが、やむを得ず日程の都合がつかない場合は、協議の上で変更も可能です。ヒアリング実施時間と場所の詳細は、4月22日（金）18時までをめやすに、提案書に記載してある事務連絡先までご連絡します。

　なお、複数年度採択事業（調査番号S22、G1、F10、F11、T2、M4、E7、E8）については、初年度のみヒアリング審査を行います。

４．３　審査基準

　以下の（１）及び（２）の視点から総合的に審査します。

（１）調査事項に対する実行体制・能力

調査事項に対する実行体制・能力について、応募者が保有する調査に関係する知見・ノウハウ、調査員の過去の調査・研究実績、現在の調査・研究状況、調査事項の理解度等について審査します。

なお、応募様式（様式２－１）に記載いただいた当該知見・ノウハウが、審査の結果、調査に関係しない又は活用できないと考えられる場合には、評価が低くなります。また、本事業は定額補助でありますが、事業における民間事業者等の適正な負担という観点から、当該知見・ノウハウの獲得に要した費用（応募者費用）が適切でない（例：補助予定額と比較して応募者費用が著しく低い場合等）と判断される場合には、評価が低くなります。

（２）調査事項に対する提案能力

　調査の実施方針、調査のフロー、調査工程計画及び調査提案内容の的確性、実現性、専門性その他について審査します。

４．４　審査結果

　審査結果については、応募者に通知し、調査事項名、応募者名及び補助金交付予定額を国土交通省のホームページ等で公表します。

５．補助金の交付の申請・決定

５．１　補助金の交付の申請

４．４により採択を受けた応募者は、採択を受けてから速やかに国土交通省に補助金交付申請書を提出していただきます。なお、当該補助金に係る消費税仕入控除税額又はその見込額が明らかになる場合には、これを減額して申請しなければなりません。

５．２　補助金の交付決定等

国土交通省は、補助金交付申請書等の提出があったときは、審査の上、補助金の交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知します。

国土交通省は、交付の決定を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額又はその見込額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額します。

国土交通省は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うことを条件として付して交付の決定を行います。

国土交通省は当該補助金の交付の決定を行った事業（以下「補助事業」という。）について、その交付先及び交付決定の額を公表します。

５．３　申請の取下げ

５．２の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは国土交通省の定める期日までに申請の取り下げを行うことができます。

５．４　補助金の額の確定

国土交通省は、実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の調査の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業主体に通知します。

国土交通省は、額の確定に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して実績の報告がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額します。

５．５　補助金の支払い

補助金は、原則として交付すべき補助金の額を確定した後に支払います。ただし、採択課題に対する早期交付を行うために、大学等の研究機関等において立替え払いを行えない機関に対して優先的に交付させて頂きますので所属機関において立替え払いが可能か否かを様式３に記載してください。なお、優先的に交付した機関については交付すべき補助金の額が確定した後に、過払い分の戻入又は不足分の支払いをします。※

事業主体は、補助金の支払いを受けようとするときは、支払い請求書を国土交通省に提出します。

また、複数年度採択事業についても年度毎の支払いとなります。

　※優先的に交付を受ける場合の書式等は、採択された後に記載していただきます。

５．６　交付決定の取り消し

次に掲げる事項に該当するときは、国土交通省は、事業主体に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。

・事業主体が補助金交付の条件に違反した場合

・事業主体が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合

・交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

・事業主体が補助金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく国土交通省の処分に違反した場合

６．補助金の交付を受けた者の責務

事業主体は、次の条件を守らなければなりません。

６．１　計画変更の承認等

補助金の交付を受けた者（以下「事業主体」という。）は、やむを得ない事情により、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の承認を得なければなりません。

・補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合

・補助事業を中止し、又は廃止する場合

事業主体は、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに国土交通省に報告してその指示を受けなければなりません。

６．２　実績の報告等

事業主体は、補助事業が完了（中止又は廃止を含む。）したときは、平成29年3月10日（金）までに実績報告書を国土交通省に提出しなければなりません。

事業主体は、実績報告書を国土交通省に提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

６．３　刊行等の報告

事業主体は、補助事業の結果又はその経過の全部若しくは一部を刊行し、又は雑誌等に掲載する場合には、補助金による技術開発の成果である旨を明記しなければなりません。

事業主体は、補助事業の完了後５年以内に、その結果又は経過の全部若しくは一部を刊行し、又は雑誌等に掲載した場合には、その刊行物又は別刷一部を添えて、その旨を国土交通省に報告しなければなりません。

６．４　消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

事業主体は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書を速やかに国土交通省に提出しなければなりません。

国土交通省は、この提出を受けた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国に納付させることを条件とします。

６．５　経理書類の保管

事業主体は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入又は支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保存しなければなりません。

６．６　知的財産権の帰属等

調査により生じた知的財産権は、事業主体（建築研究所等と共同で実施した場合は、建築研究所等の共同研究者も含みます。）に帰属します。

事業主体が調査の成果に係る知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払いを受けることを契約等において定めた上で行わなければなりません。

事業主体は、事業主体又は知的財産権を受ける権利の譲渡を受けた者が補助事業で得られた調査の成果に係る知的財産権を得た場合には、特許公報等の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、速やかにその旨を国土交通省に報告しなければなりません。

また、調査の成果に係る特許権等を取得した場合においては、その実施を求める者に対して、適正な対価を得て、平等に許諾することを条件とします。

６．７　調査報告書の作成

当該年度に行った調査の進捗状況やその成果について、調査報告書を作成し、提出していただきます。また、調査期間終了後、当該調査期間に行った調査によって得られた成果について、最終調査報告書（冊子体）を作成し提出していただきます。

なお、国土交通省は提出された調査報告書及び最終調査報告書を自由に公開できるものとします。著作権に抵触する資料は報告書に盛り込まないでください。

６．８　取得財産の管理

補助事業により取得した財産の所有権は事業主体に帰属します。ただし、当該補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

また、取得財産等のうち、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、承認を受けないで補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付させることを条件とします。

６．９　本事業により収益が生じた場合の取扱い

本事業は国が建築基準を整備するために必要な調査研究を実施するものですが、場合によっては、事業主体に収益が生じることが考えられるため、調査により付随的に得られた成果により相当の収益を得たと認められる場合には、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を国に納付していただくことがあります。

６．１０　成果報告会への協力

広く補助事業の成果について紹介するため、国土交通省が開催する成果報告会において、平成28年度に行った事業成果の発表や資料提供等にご協力いただくことを条件とします。（成果報告会は平成29年春頃に実施予定）

７．成果物の評価・確認

本事業の成果物は、事業評価委員会においてその内容の評価・確認を行い、その結果を次年度以降の実施団体の選定に反映することとします。

８．過年度事業の調査成果

　過年度事業の調査成果は、概要を１１．問合せ先に記載のホームページに掲載しております。

　また、調査報告書は、国土交通省住宅局建築指導課にて閲覧可能です。

９．応募方法等

９．１　応募様式

応募様式は、１４ページ以降の「応募書類の作成・記入要領」により規定された書類となります。

応募様式は、１１．問合せ先でも配布します（郵送依頼は不可）。また、１１．問合せ先に記載のホームページからダウンロードすることも可能です。

９．２　応募方法

　本事業の調査に応募される方は、１４ページ以降の「応募書類の作成・記入要領」により規定された書類（計１２部）及びその書類の電子ファイルを格納したＣＤ－Ｒ（計２枚）をそろえた上で、うち書類１０部とＣＤ－Ｒ１枚を国土交通省住宅局建築指導課　建築基準整備促進事業担当宛に、残りの書類２部とＣＤ－Ｒ１枚を国土交通省国土技術政策総合研究所　基準認証システム研究室宛に郵送等により提出してください。

　郵送にてお送りいただく場合は、封筒の表に「平成２８年度建築基準整備促進事業応募書類在中」と明記してください。

　　応募期間は、平成28年3月17日（木）から平成28年4月22日（金）（必着）までとします。（提案者の都合による応募書類の差し替えは固くお断りします。）

|  |
| --- |
| ※応募書類の送付先：（必ず両方へ送付してください。）  　「国土交通省住宅局建築指導課　建築基準整備促進事業担当宛」  〒１００－８９１８　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号  （上記へは書類１０部とＣＤ－Ｒ１枚をお送りください。）  　「国土交通省国土技術政策総合研究所　基準認証システム研究室宛」  〒３０５－０８０２　茨城県つくば市立原１  （上記へは書類２部とＣＤ－Ｒ１枚をお送りください。） |

９．３　応募上の注意事項

（１）採否の結果につきましては、国土交通省ホームページにおいて発表させて頂く予定です。

（２）同一の内容で、国土交通省及び他省庁等の他の補助金等を受ける場合の応募は認めません。

（３）同一の応募者が同一内容の調査を重複して応募することはできません。

（４）応募書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。

（５）応募書類及び応募書類の電子ファイルを格納したＣＤ－Ｒはお返ししませんので、その旨予めご了承ください。

１０．質問・相談の受付

質問・相談については、原則として、ＦＡＸ又は電子メールでお願いします。回答は類似のものをまとめるなどの整理を行った上で下記ホームページに回答を掲載します。

なお、質問の受付の期限は、平成28年3月31日（木）までとします。また、形式的な質問を除き、電話での質問・相談は受け付けません。

１１．問合せ先

　本事業に関する問合せ先は次のとおりです。

|  |
| --- |
| 〒１００－８９１８　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号  国土交通省住宅局建築指導課　建築基準整備促進事業担当  電話番号：０３－５２５３－８１１１（内線３９５３０）  ＦＡＸ　：０３－５２５３－１６３０  メールアドレス： kiseisoku@mlit.go.jp  ホームページ：（応募様式のダウンロード可能）  http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\_house\_fr\_000016.html  受付時間：９：３０～１８：１５（土日曜、休祝日除く） |

応募書類の作成・記入要領

１．応募に必要な書類は以下のとおりです。

応募書類は日本語で、活字体（手書きは不可）にて作成してください。

　○応募時に提出いただく書類

（１）審査基準に関する事項（パワーポイントによる説明資料）　（様式１）

（２）審査基準に関する事項　　　　　　　（様式２－１）～（様式２－３）

（３）調査に係る経費・補助金の額　　　　　　　 　 （様式３）

（注意）

様式１はヒアリング審査時に使用します。

２．応募書類の枚数は原則、（様式２－１）は２枚、（様式２－３）は配置予定技術者毎に１枚までとします。必要に応じて図表等を活用し、具体的かつ簡潔に記載してください。

３．応募書類について様式はすべてＡ４版とし、様式２－１～様式３については通しページを付して両面印刷としてください。

４．書類は１部ずつ左上角をホッチキスで留め、１２部提出してください。

５．応募書類のうち、ヒアリング審査時のパワーポイントによる説明資料（様式１）及び（様式２－１）～（様式３）の電子ファイル（Microsoft Word形式）を格納したＣＤ－Ｒを２枚提出してください。その際、ＣＤ－Ｒには「平成28年度建築基準整備促進事業」と「応募調査名（例：○○に関する調査）」を記載してください。

審査基準に関する事項

（パワーポイントによる説明資料）（様式１）記載要領

○　調査事項に対する提案等については、この要領に従い表紙を除いて１０ページ以内で作成してください。（必要に応じ、順番、体裁を変更して構いません。）

○　以下の項目を必ず記載してください。

* 応募テーマ

※本要領で規定する調査番号・調査事項を明記すること。

* 応募調査名
* 応募者名

※複数の事業主体による共同提案の場合は、応募者名として全ての事業主体名（建築研究所を除く。）を記載し、代表となる事業主体を明記すること。また、法人等においては、その代表者名も記載すること。

* 調査の提案概要
* 調査の実施方針
* 調査のフロー
* 調査工程計画

※複数年度事業の場合は、全体計画及び各年度の計画がわかるように記載すること。

* 調査事項に対する提案

○　説明資料を印刷したものを、応募書類の提出時に１２部提出してください。

○　パワーポイントによる説明資料は、以下のとおり作成してください。

* Ａ４版の原稿方向は横使いとし、通しページを付して両面印刷としてください。
* パワーポイントは、１スライド１ページで資料印刷してください。
* 資料は１部ずつ左上角をホッチキス留めとしてください。

＜パワーポイントによる資料の参考例＞



両面印刷

　　　　調査の提案概要

Ａ４横使いとし、１スライドを１ページに印刷

S00.○○に関する検討

○○に関する調査

応募者

　代表　株式会社○○○○（△△部××課□□□□）

　　　　○○○株式会社（△部×課□□□）

５

３

審査基準に関する事項

（様式２－１）

１　調査事項に対する実行体制・能力

（１）応募者が保有する調査に関係する知見・ノウハウ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 調査番号　：  調査事項　：  応募者費用：  （備考）　： | | | | |
| 規定された「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」を保有していることの説明： | | | | |
| ① | 実施時期 | 年　～　　　年 | 応募者費用 | 円 |
|  | 知見・ノウハウの具体的内容 | | （備考） |  |
|  |  | | | |
|  | 上記知見・ノウハウが本事業の成果の達成にどのように活用できるか | | | |
|  |  | | | |
| ② | 実施時期 | 年　～　　　年 | 応募者費用 | 円 |
|  | 知見・ノウハウの具体的内容 | | （備考） |  |
|  |  | | | |
|  | 上記知見・ノウハウが本事業の成果の達成にどのように活用できるか | | | |
|  |  | | | |
| ③ | 実施時期 | 年　～　　　年 | 応募者費用 | 円 |
|  | 知見・ノウハウの具体的内容 | | （備考） |  |
|  |  | | | |
|  | 上記知見・ノウハウが本事業の成果の達成にどのように活用できるか | | | |
|  |  | | | |

（注意）

１）欄が足りない場合には適宜追加してください。

２）応募者費用は概算で構いません。

３）他の事業者から受注した業務や、他の国の予算事業により得た知見・ノウハウについては、本事業実施に活用できるものに限り、「応募者が保有する調査に関係する知見・ノウハウ」といたしますが、その旨必ず「知見・ノウハウの具体的内容」欄に明記していただくとともに、自己経費による応募者費用とは区分して備考欄に記載してください。

４）２枚以内としてください。

５）各知見・ノウハウの具体的内容について、各１枚補足資料を添付できます。

６）応募者費用については、追加で根拠を求める場合があります。

７）太枠内には応募する調査事項④で規定する「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」に対応するものを必ず記載してください。その他、本調査に資する知見・ノウハウを保有している場合は①以降に可能な限り列挙して下さい。本調査に資する知見・ノウハウの記載がない場合は、採点時の加点対象となりませんのでご注意ください。

（様式２－１）

記載例

他の事業者から受注した業務や、他の国の予算事業により

得た知見・ノウハウである旨記載してください。

また、自己経費による応募者費用とは区分してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 調査番号　：  調査事項　：  応募者費用：  （備考）　： | | | | |
| 規定された「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」を保有していることの説明：  概算で構いません。  （追加で根拠を求める場合があります。） | | | | |
| 募者が保有する調査に関係する知見・ノウハウ | | | | | |
| ① | 実施時期 | 平成24年～25年 | 応募者費用 | 50,000千円 | |
|  | 知見・ノウハウの具体的内容 | | （備考） | 平成24年度◆◆事業で、応募者費用のうち20,000千円の補助を受けている。 | |
|  | 1/10スケールの○○建築物を用い、地震時応答や耐震性能に関する実験及び解析を行った。  具体的な実験の仕様・条件としては、・・・・・・・・としており、その結果、△△△のような知見が得られている。 | | | | |
|  | 上記知見・ノウハウが本事業の成果の達成にどのように活用できるか | | | | |
|  | 今年度、調査事項のうち□□□の検討に際し、実験が予定されているが、本知見はその実験の際の建築物の挙動を把握するうえで有効であり、事業の成果の達成に活用できると考える。 | | | | |
| ② | 実施時期 | 平成25年 | 応募者費用 | 10,000千円 | |
|  | 知見・ノウハウの具体的内容 | | （備考） |  | |
| できるだけ具体的に記載してください。  できるだけ具体的に記載してください。 | ○○建築物の架構に関する構造計算について、上部構造についての諸条件等をパラメータとした解析的検討を行った。  具体的には、・・・・・・・・の条件について変動させ、それぞれの解析を行った結果、△△△のような知見が得られている。  各知見・ノウハウの具体的内容について、各１枚補足資料を添付できます。 | | | | |
|  | 上記知見・ノウハウが本事業の成果の達成にどのように活用できるか | | | | |
|  | 今年度、調査事項のうち□□□の検討では、本知見の諸条件を変更することで結果が導き出されることから、事業の成果の達成に活用できると考える。 | | | | |
| ③ | 実施時期 | 年　～　　　年 | 応募者費用 | 円 | |
|  | 知見・ノウハウの具体的内容 | | （備考） |  | |
|  |  | | | | |
|  | 上記知見・ノウハウが本事業の成果の達成にどのように活用できるか | | | | |
|  |  | | | | |

（注意）

１）欄が足りない場合には適宜追加してください。

２）応募者費用は概算で構いません。

３）他の事業者から受注した業務や、他の国の予算事業により得た知見・ノウハウについては、本事業実施に活用できるものに限り、「応募者が保有する調査に関係する知見・ノウハウ」といたしますが、その旨必ず「知見・ノウハウの具体的内容」欄に明記していただくとともに、自己経費による応募者費用とは区分して備考欄に記載してください。

４）２枚以内としてください。

５）各知見・ノウハウの具体的内容について、各１枚補足資料を添付できます。

６）応募者費用については、追加で根拠を求める場合があります。

７）太枠内には応募する調査事項④で規定する「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」に対応するものを必ず記載してください。その他、本調査に資する知見・ノウハウを保有している場合は①以降に可能な限り列挙して下さい。本調査に資する知見・ノウハウの記載がない場合は、採点時の加点対象となりませんのでご注意ください。

**※応募者が保有する調査に関係する知見・ノウハウについて**

建築基準整備促進事業は、民間事業者等が保有する知見・ノウハウを活用し、当該民間事業者等を支援することで、技術基準を策定・改定するうえで必要な知見・ノウハウを得ることを目的としています。

このため、応募者には、「応募者が保有する調査に関係する知見・ノウハウ」を整理した資料を、応募書類の一つとして作成・提出していただきます。

具体的には、以下の記載してください。

・「応募者が保有する調査に関係する知見・ノウハウ」の具体的内容

・それらの獲得に要した費用（応募者費用）

・「応募者が保有する調査に関係する知見・ノウハウ」が「建築基準整備促進事業の成果」の達成に、具体的にどのように活用できるか



図　建築基準整備促進事業の全体イメージ

（様式２－２）

（２）調査の実施体制

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 配置予定者 | 所属・役職 | 担当する分担業務の内容 |
| 管理技術者 |  |  |  |
| 技術担当者 | ①  ②  ③ |  |  |

（注意）

1. 氏名にふりがなをふってください。
2. 所属・役所については、企画提案書の提出以外の業者等に所属している場合は、業者名も記載してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分担業務の内容 | 提案内容に占める概ねの割合  （金額ベース） | 応募者名 |
|  | ％ |  |
|  | ％ |  |
|  | ％ |  |
| （備考） | | |

1. 共同で応募し、業務を分担する場合、記載してください。また、研究開発法人以外の共同研究者を予定している場合は、備考欄に共同研究者名及び対象業務を記載してください。

（様式２－３）

（３）配置予定技術者の経歴

（○○技術者の経歴）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ①氏名 | | | ②生年月日 | | | |
| ③所属・役職 | | | | | | |
| ④同種又は類似調査・研究の経歴 | | | | | | |
| 調査・研究名 | その概要 | | | 発注機関  （特になければ記載不要） | | 履行期間 |
|  | （当該技術者の調査・研究担当の内容を具体的に記載） | | |  | |  |
|  | （当該技術者の調査・研究担当の内容を具体的に記載） | | |  | |  |
|  | （当該技術者の調査・研究担当の内容を具体的に記載） | | |  | |  |
| ⑤手持調査研究の状況（平成　年　月　日現在）、調査研究規模（契約金額５００万円相当以上） | | | | | | |
| 業務名 | | 発注機関 | 履行期間 | | 調査研究費用（契約金額５００万円相当以上） | |
|  | |  |  | | 合計　　万円 | |
| ⑥　従事技術分野の経歴（直近の順に記入）  １）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月～　年　月（　年　ヶ月）  ２）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月～　年　月（　年　ヶ月）  ３）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月～　年　月（　年　ヶ月）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　類　計（　年　ヶ月） | | | | | | |
| ⑦その他の経歴（業務表彰、その他） | | | | | | |

（注意）

１）④の事項は応募する調査と同種もしくは類似する研究を可能な限り記載してください。なお欄が足りない場合は適宜追加してください。

（様式３）

調査に係る経費・補助金の額

|  |
| --- |
| １．調査に係る経費の額・補助金の額 |
| ２．他の補助金の有無 |
| ３．補助金の立替え払いの可否 |
| ４．経理担当者 |
| ５．事務連絡先 |

（単位：千円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 応募調査名 |  | |
| 科　目　名 | | 資　金　計　画 |
|  | |  |
|  | |  |
| 間接経費（直接調査経費の３０％以内） | |  |
| 合計 | |  |

（注）

・調査全体の所要経費及び項目ごとの所要経費について、見込額を記載してください。

・50万円以上の備品等を購入しようとする場合は、リースにできない理由書及び機種選定理由書を添付してください。

・備品等の購入経費が、当該経費に係る補助事業費の90％を超える場合は、単なる備品等の購入の計画でないことの説明書を添付してください。

・委託費が補助事業費の50％を超える場合は、その理由書を添付してください。

（様式３）

記載例

調査に係る経費・補助金の額

|  |
| --- |
| １．調査に係る経費の額・補助金の額  （平成28年度分に係る額について記載してください。）  　　　調査に係る経費の額　○○百万円　　　補助金の額　○○百万円 |
| ２．他の補助金の有無  （本事業以外に、本件に関連して、現在、国・地方公共団体等から受け入れている補助金若しくは申請している補助金等について、制度名、金額、その概要を記載してください。その際、本調査との仕分け、関連のさせ方等が有れば併せて記載してください。） |
| ３．補助金の立替え払いの可否  （立替え払いを選択する、立替え払いを選択しない）どちらかを選択してください。 |
| ４．経理担当者  （経理担当者は、原則として、応募者の中の会計・経理担当者等とし、法人名等の組織名、所属部署名、担当者名及び連絡の取れる住所等を記載してください。）  　　　〇〇　〇〇  　　　株式会社△△△△　総務部　会計係  　　　〒×××―××××　〇〇市〇〇〇１－２－３  （TEL：０×－××××－××××、FAX：０×－××××－××××、E-mail：×××＠××××） |
| ５．事務連絡先  （応募書類受領の通知、審査結果の連絡等に係る事務連絡先を４．と同様に記載してください。連絡先は、平日（月～金）に確実に連絡がとれるところにしてください。） |

（単位：千円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 応募調査名 | 「〇〇〇に関する調査」 | |
| 科　目　名 | | 資　金　計　画 |
| 直接調査経費 | | 20,000 |
| 人件費  　　・・・・・・  　　・・・・・・  　消耗品費  　旅費  　謝金  　賃金  　役務費  　委託費  　その他（内訳）  　　印刷製本費  　　通信運搬費  　　光熱水料  　　会議費  　　労働者派遣事業者からの調査補助者派遣  特許申請に必要な経費  　　借料及び損料（リース料）  　　・・・・・・  小計 | | 10,000  〇〇〇〇  5,000  0  0  0  1,000  0  4,000  0  0  4,000  0  0  0  0  〇〇〇〇  〇〇〇〇 |
| 間接経費（直接調査経費の３０％以内） | | 6,000 |
| 合計 | | 26,000 |

（注）

・調査全体の所要経費及び項目ごとの所要経費について、見込額を記載してください。

・50万円以上の備品等を購入しようとする場合は、リースにできない理由書及び機種選定理由書を添付してください。

・備品等の購入経費が、当該経費に係る補助事業費の90％を超える場合は、単なる備品等の購入の計画でないことの説明書を添付してください。

・委託費が補助事業費の50％を超える場合は、その理由書を添付してください。

別添

平成28年度

建築基準整備促進事業

公募対象調査事項

平成28年3月

# Ｓ２２．高密配筋を行った鉄筋コンクリート造部材の部材種別の評価に関する検討（新規）

補助予定額：４５百万円

1. 調査の背景・目的

鉄筋コンクリ―ト造柱・はりについては、その区分に応じて部材種別をＦＡからＦＤのいずれかとしているところであり、そのうちＦＡ部材に関する判定条件の見直しについて設計者からの大きな要望がある。

日本建築学会において、ＦＡ部材の判定条件に関連した、せん断補強指標による変形性能の代替評価指標が提案されている。これを用いることにより、せん断応力度比や軸力比が高い柱部材があっても高密配筋により最小の構造特性係数が適用でき、部材断面を小さくすることが可能となる。

日本建築学会の提案は既往の模型実験データによる統計的な検討方法に基づくものであり、実際の大きさの部材では、寸法効果により縮小模型に比べて曲げ降伏後の耐力低下性状が顕著となる可能性があるため、基準に反映するに当たってはどのような場合に緩和が可能かを明らかする必要がある。

このため、部材種別に関する現行の判定基準の見直し対象となる部材の変形能力について実大実験に基づいて検証する必要がある。

また、壁付き部材についても、部材種別の指標に柱・はりと同様の懸念があるため、基準化に当たっては、実大部材での検討・確認を行う必要がある。

② 調査の内容

鉄筋コンクリート造部材の性能評価指標の検証のため、以下の調査・検討を行う。

(イ) ＲＣ造の実大部材を対象とした、せん断補強筋指標等をパラメータとした静的繰返し載荷実験による変形性能の評価

(ロ) 日本建築学会 保有水平耐力計算規準(案)について、試設計等による設計に反映した場合の影響度調査と課題抽出

③ 調査の全体計画について（参考）

本調査の実施期間は、平成28年度から平成29年度の複数年度とする。

＜平成28・29年度＞

日本建築学会 保有水平耐力計算規準(案)における知見の分析及び当該規準を設計に反映した場合の影響度の調査と課題の抽出を行う。

＜平成28年度＞

ＲＣ造の実大はり・柱部材実験を対象とし、せん断補強筋指標、軸力およびせん断余裕度等をパラメータとした静的繰返し載荷実験による変形性能の評価を行う。

＜平成29年度＞

ＲＣ造の実大壁付き部材を対象とし、柱・壁端部補強筋比、軸力およびせん断余裕度等をパラメータとした静的繰返し載荷実験と変形性能の評価を行う。

④ 本調査における「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ

・鉄筋コンクリート造建築物の保有水平耐力計算に関する知見

# Ｓ２３．相模トラフ沿いの巨大地震等による設計用長周期地震動の作成手法に関する検討（新規）

補助予定額：１０百万円

1. 調査の背景・目的

内閣府は、平成28年１月27日、相模トラフ沿いの巨大地震及びマグニチュード７程度の首都直下地震による長周期地震動の検討を始めた。内閣府における検討は、政府全体の防災対策の対象を決定することになり、当該検討がとりまとめられると、それを踏まえた建築物の設計等における対策が求められることとなる。

一方、現状では、南海トラフ沿い以外の地震及び震源近傍の設計用長周期地震動を適切に作成する手法が確立しておらず、これらの地震に対する長周期地震動対策を講じることが困難な状況にある。

このため、本事業では、平成20年度～24年度の建築基準整備促進事業において検討してきた南海トラフ沿いの巨大地震に対する既存の設計用長周期地震動の作成手法又はこれと同等以上の設計用長周期地震動の作成手法をもとに、相模トラフ沿い及び震源近傍に適用範囲を拡張するために必要な検討を行う。

② 調査の内容

（イ）相模トラフ沿いの巨大地震等による設計用長周期地震動の作成手法に関する検討

・　既存の設計用長周期地震動の作成手法における回帰分析において、内陸地震の記録を追加する。

・　相模トラフから関東地方への距離減衰特性と関東地方内の各サイトの増幅特性の信頼性を高めるため、相模トラフ等で発生した地震の関東平野内での地震記録を用いて、震源から地震観測点までの伝播特性とサイト特性を分離して回帰式に取り込む。

・　1995年兵庫県南部地震で顕在化した、キラーパルスと称される地震動を発生させる破壊伝播の影響を考慮するため、同項目に関する既往の成果を調査して回帰式に取り込む。

・　上記により改良した作成手法を、想定される相模トラフ沿いの巨大地震等に適用し、内閣府等の検討内容との整合を考慮して結果を整理する。

③ 調査の全体計画について（参考）

本調査の実施期間は、平成28年度の単年度とする。

④ 本調査における「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」

・　実地震記録に基づいた回帰分析に関する知見を有すること。

# Ｇ１．共同住宅の界壁等の遮音性能に関する技術的基準の検討（新規）

補助予定額：１５百万円

1. 調査の背景・目的

共同住宅又は長屋の各住戸間の界壁については、一定の遮音性能を確保するため、小屋裏又は天井裏に達するものとするように建築基準法で規定されているところであるが、木造建築物等において小屋裏又は天井裏に達する界壁を施工する場合は、小屋裏内の母屋や火打ち等との取合いが生じることがあるため、施工性や品質の確保が容易ではない現状がある。よって、施工の合理化及び品質確保の観点では、天井面の強化によって遮音性能の確保を図るなどの多様な措置が可能となることが望まれている。

（また、既存ストック活用の観点でも、用途変更や間取り変更に対応する可変性を考慮すると、天井面で遮音性能を確保することは合理的である。）

したがって本調査では、小屋裏又は天井裏に達することがなくても一定の遮音性能を有する界壁・天井等の設計方法や仕様等の技術的知見を得ることを目的とする。

② 調査の内容

小屋裏又は天井裏に達することがなくても一定の遮音性能を有する界壁・天井等に関する技術的知見を得るための以下の調査・検討を行う。

（イ）現行の仕様等の遮音性能のデータの収集

現行の界壁の告示仕様や大臣認定仕様の界壁の遮音性能及び既存の天井部材の遮音性能について、基本的なデータを収集する。

（ロ）一定の遮音性能が想定される界壁・天井等の組み合わせの検討

界壁が小屋裏又は天井裏に達することがなくても一定の遮音性能を得られることが想定される界壁・天井等の組み合わせによる仕様を、既存の工法、施工性及び防火性能の確保についても考慮しつつ、複数のバリエーションについて検討を行う。

（ハ）界壁・天井等の組み合わせによる遮音性能の実験方法の検討及び実験の実施

（ロ）で検討した界壁と天井の組み合わせの仕様の遮音性能を得るための実験方法の検討を行い、実験等により各バリエーションの遮音性能についてのデータを得る。

（ニ）遮音性能を有する界壁・天井の仕様案等の検討

（イ）（ハ）で得られたデータの比較分析等を踏まえ、小屋裏・天井裏に達することなくても一定の遮音性能を有する界壁・天井等の仕様案、遮音性能の評価手法等の技術的基準を検討する。

③ 調査の全体計画について（参考）

本調査の実施期間は、平成28年度から平成29年度の複数年度とする。

＜平成28年度＞

上記②（イ）のデータ収集と（ロ）のバリエーションの検討を行い、さらに（ハ）の実験方法の検討及び一部のバリエーションの実験までを実施する。

＜平成29年度＞

平成28年度の（ハ）で一部実施した実験結果を踏まえ、必要に応じて（ロ）で検討するバリエーションを追加し、（ハ）の実験と（ニ）の仕様案の検討を実施する。

④ 本調査における「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」

・界壁・天井等の材料の遮音性能に関する知見

・界壁・天井等の遮音性能を確保する技術に関する知見

・界壁と天井の組み合わせに対する遮音性能の実験方法に関する知見

# Ｆ１０．不燃材料等に関する大臣認定仕様の基準化の検討（新規）

補助予定額：３０百万円

1. 調査の背景・目的

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の施行等を受けた建築物における木材利用の促進への社会的要請や建築技術の発展、建築物に対するニーズの多様化などを受け、木造耐火や防火材料などについて、告示仕様の見直しが求められているところ。

このため、本課題においては、木造耐火や不燃材料などの防火材料についてこれまで大臣認定を受けた構造方法等の内容を整理し、これらを簡便に使用できるよう一般的な基準を定めるための検討を行う。

② 調査の内容

既存の木造耐火及び不燃材料（壁紙など）の大臣認定の構造方法等について、これらの認定内容から一般的な基準を新たに定めるために以下の調査・検討を行う。

（イ）既存の大臣認定の構造方法等の整理や告示化へのニーズ調査

既存の大臣認定の構造方法等の内容や市場のニーズを整理し、新たに告示化が必要な仕様の整理・検討を行う。

（ロ）耐火試験、加熱試験の実施

（イ）において検討された仕様について、耐火試験、加熱試験を実施し、一般的な施工技術の水準で十分な安全性が確実に確保されていることなどを確認する。

（ハ）大臣認定仕様の基準化の検討

（ロ）の検証内容を踏まえ、一般的な基準の策定を行う。

③ 調査の全体計画について（参考）

本調査の実施期間は、平成28年度から平成29年度の複数年度とする。

＜平成28年度＞

上記②（イ）、（ロ）に掲げる事項を実施する。

＜平成29年度＞

上記②（ロ）（継続）、（ハ）に掲げる事項を実施する。

④ 本調査における「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」

・防火材料及び木造建築物の防耐火性能等に関する知見

・不燃性能試験、発熱性試験及び耐火試験に関する知見

# Ｆ１１．法適合に向けた既存建築物の防火改修の手法の検討（新規）

補助予定額：３０百万円

1. 調査の背景・目的

建築物に要求される基本的な性能である安全・衛生に係る性能の確保は、既存建築物をとりまく多様な課題の解決を図る上での前提となるものであり、増改築時には現行規定への遡及適用を行うこととしているが、このことが結果として、当該改修を断念あるいは先送りするなど、既存建築物が改善されないまま放置される要因となっている側面がある。

現行制度においては、既存不適格建築物について、基準法第86条の8に基づき、全体計画に基づく段階的な改修を認める制度となっており、弾力的な措置を講じているところであるが、当該制度を活用した事例は多くない状況である。

このため、既存建築物の適切な改修が進められるよう現状の課題を整理し、防火避難関係規定について、当該制度の運用ルールの明確化、具体化に向けて検討を行う。

② 調査の内容

既存不適格建築物を対象とした防火・避難安全性能の確保のため以下の調査・検討を行う。

　　（イ）既存不適格建築物の実態の把握

　　　　　・既存不適格建築物について不適格事項（主に竪穴区画と排煙設備に関する事項）の調査を行うとともに、現行規定への適合に必要な改修について実際の事例をもとに整理を行う。

　　　　　・過去に旧38条の認定を受けた排煙方式に係る技術について整理する。

　　（ロ）法適合に向けた段階的な改修における安全手法等の検討

　　　　　・（イ）での整理を踏まえ、既存建築物の改修方法として実現性・汎用性の高い手法を開発する。また、段階的改修に向け、工事中の防火管理体制などのソフト面の対策手法も明確にする。

　　　　　・既存建築物における改修の実現性に配慮しつつ、性能を向上させるための改修により、火災に対する安全性がどの程度確保されるのかについて技術検証を行う。

　（例：煙制御に関して、すべての居室への排煙機の設置ではなく、廊下や階段室を集中的に加圧することで安全性を確保するなどの効果等について実際の建築物を利用した実測調査やモデルによる実験などを通じて技術検証を行う。）

　　（ハ）段階的な改修のための基準の見直し等

　　　　　　（ロ）を踏まえ、段階的な改修のための具体的な手法を明確化するため、告示改正による階段加圧方式の位置づけや、設計者向けの運用ガイドラインの作成などを行う。

③ 調査の全体計画について（参考）

本調査の実施期間は、平成28年度から平成29年度の複数年度とする。

＜平成28年度＞

上記②（イ）、（ロ）に掲げる事項を実施する。

＜平成29年度＞

上記②（ロ）（継続）、（ハ）に掲げる事項を実施する。

④ 本調査における「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」

・防火・避難規定全般に関する知見

・既存不適格建築物の改修等に関する知見

・防耐火試験に関する知見

・加圧による排煙方式など煙制御に関する知識

# Ｔ２．定期報告制度の調査・検査項目の見直しの検討（新規）

補助予定額：２５百万円

1. 調査の背景・目的

定期報告制度における定期調査・検査結果の報告率については、平成２６年度末時点で、建築物・建築設備ともに７割以上に達するなど、年々向上してきているところである。

報告率について一定の成果が現れてきたことを踏まえ、今後は、同制度の質の向上を図りつつ実効性を高めていくため、これまで特定行政庁で受け付けてきた報告結果の内容を分析し、建築物等の調査・検査の項目、手法、報告スパンの見直しなど制度のあり方について検討する。

1. 調査の内容

定期調査・検査の実施状況の実態を把握し、調査・検査項目、報告のスパンの見直しなどを検討するため、以下の調査・検討を行う。

1. 以下に掲げる項目について、特定行政庁における運用の実態等を把握する。

・報告書の受付けから「要是正」とされた建築物への指導等まで業務の進め方

・報告書等の書類の保存状況及び保存書類から得られる情報

・台帳の整備状況

・報告を行っていない建築物等の実態（用途、規模、建築主等）の把握

1. 過去の定期報告結果のデータについて特定行政庁に提供を求め、建築年度、用途、規模などの建築物固有のパラメータと、「要是正」の指摘を受けた事項、特定行政庁における指導状況との関連性等を分析する。
2. （ロ）を踏まえ、平常時における維持管理の効果なども考慮し、調査・検査項目、その方法、結果の判断基準の妥当性について検証し、重点的に実施すべき項目、調査・検査方法、適切なスパンの報告時期について提案を行う。
3. 調査の全体計画について（参考）

本調査の実施期間は、平成28年度から平成29年度の複数年度とする。

＜平成28年度＞

上記②（イ）に掲げる事項について実施し、翌年度事業の効率的な進め方について整理する。

＜平成29年度＞

平成28年度の成果を参考として、上記②（ロ）～（ハ）に掲げる事項について実施する。

1. 本調査における「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」

・建築物、建築設備等の維持・保全に関する知見

# Ｍ４．長期優良住宅における鉄筋コンクリート壁式構造の損傷防止性能の評価の合理化に関する検討（新規）

補助予定額：２５百万円

① 調査の目的

長期優良住宅の認定要件として耐震性については「地震による損傷の軽減を適切に図るための措置」を講じることが求められており、具体的には「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示209号）」において、(1)建築基準法で定める地震力の1.25倍の力に対して倒壊しない（耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級２）、(2)大地震時の層間変形角が1/100以下、(3)免震建築物のいずれかに適合することが求められている。

鉄筋コンクリート壁式構造の建物は、昭和43年十勝沖地震、昭和53年宮城県沖地震など、地動の最大加速度が200gal以上と考えられる場合でも顕著な被害報告はなく、また、気象庁震度階級７に達した平成７年兵庫県南部地震でも被害が僅少であったことから、大地震時における損傷防止性能の高さが実証されている。

しかしながら、この損傷防止性能の高さについて、長期優良住宅の認定要件においては一般的に用いられている上記(1)の基準では適切に捉えられない。

そこで本課題では、鉄筋コンクリート壁式構造の高い損傷防止性能を長期優良住宅として適切に評価するための評価方法を検討することを目的とする。

② 調査の内容

鉄筋コンクリート壁式構造の損傷防止性能の評価方法について、以下の調査・検討を行う。

（イ）鉄筋コンクリート壁式構造住宅のパターン分類

（ロ）（イ）のパターン分類に基づくパラメトリック解析

（ハ）部分架構実験による（ロ）の結果の損傷防止性能の観点等からの検証

（ニ）（イ）及び（ロ）の結果に基づく評価方法案の策定

（ホ）架構実験による（ニ）の評価方法案の検証

③ 調査の全体計画について（参考）

本調査の実施期間は、平成28年度から平成29年度の複数年度とする。

＜平成28年度＞

上記②（イ）（ロ）（ハ）に示す調査を実施する。

＜平成29年度＞

上記②（ニ）（ホ）に示す調査を実施する。

④ 本調査における「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」

・耐力壁の損傷防止性能に関する実験・評価方法に関する知見

# Ｅ７．住宅における地域性を活かした省エネ技術の評価のための簡易熱負荷計算法の検討（新規）

補助予定額：１５百万円

1. 調査の背景・目的

省エネ基準は、平成25年に断熱性能等に加えて設備で使われるエネルギーを総合的に評価する基準に見直しを行ったところである。一方で、建築的省エネ技術は多岐にわたり、例えば蓄熱利用や通風利用がその程度ではなく利用の有無のみで評価（※１）される等、未だ十分に評価されているとは言い難い。これらの技術、特に地域性を活かした省エネ技術の評価方法の確立に対する中小事業者からの要望は極めて多く、適切な評価を与え、普及・充実を図る必要がある（※２）。

本課題では、地盤蓄熱や躯体蓄熱、通風などの地域性を活かした省エネ技術を柔軟に評価するための土台とすべく、一定の計算速度を確保しながら暖冷房負荷を計算する簡易熱負荷計算法の開発を行い、エネルギー消費性能の評価手法に反映させるための検討を行う。

※１　これまでの省エネ基準においては、予め暖冷房負荷計算を実施し、入力された外皮性能に近い計算結果を近似的に採用するという方法で暖冷房負荷を評価

※２　「建築物省エネ法」の国会審議においても、地域性を活かした省エネ技術を適切に評価していく必要があると指摘を受けているところ

② 調査の内容

（イ）熱負荷計算法の簡易化

地域性を活かした省エネ技術を評価する土台となる、一定の計算速度を確保しながら暖冷房負荷の計算が可能な簡易熱負荷計算法の開発を行う。

（ロ）熱負荷計算における入力情報の簡易化

入力情報と結果との感度解析を繰り返しながら、入力情報と計算アルゴリズムの簡易化を行う。

③ 調査の全体計画について（参考）

本調査の実施期間は、平成28年度から平成30年度の複数年度とする。

＜平成28年度＞

上記②（イ）（ロ）に示す調査を実施する。

＜平成29年度＞

地域性を活かした省エネ技術についての調査及び関連既往研究の整理と評価方法の検討を行う。

＜平成30年度＞

平成29年度に得られた検討成果をもとに、平成28年度に開発する簡易熱負荷計算法をエネルギー消費性能の評価手法に反映させるための検討を行う。

④ 本調査における「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」

・熱負荷計算アルゴリズムに関する専門的な知見

・地域の中小事業者が有する建築的省エネ技術とその研究結果に関する知見

# Ｅ８．業務用コージェネレーション設備の性能評価手法の高度化に関する検討（新規）

補助予定額：２０百万円

1. 調査の背景・目的

電力と熱を同時に生産し供給するコージェネレーション設備（CGS）は総合エネルギー効率が高く、建築物の省エネルギー化のための重要な技術の１つである。建築物省エネ法に基づく告示（エネルギー消費量の算出方法に係る事項）においては、CGSの省エネルギー効果は年間積算値をベースとして評価しているが、この方法では機器の細かな性能の差を評価することはできない。

そこで、本調査では、ガスエンジンコージェネや燃料電池等のCGS及びその周辺機器を対象として、時々刻々の熱負荷の変化及びエネルギー消費特性の変化を考慮したエネルギー消費量の計算法の構築を目指す。また、実物件において実測調査を行い、開発した計算法の精度を検証し、現行の評価手法に反映させるための検討を行う。

1. 調査の内容

CGSのエネルギー消費性能の評価手法の高度化を目的として、以下の調査・検討を行う。

（イ）エネルギー消費量計算法の開発

　　CGS及びこれに付属する機器について、空気調和・衛生工学会で開発されている性能予測シミュレーション等における計算ロジック、民間事業者が保有している機器のエネルギー消費特性に関する知見について情報を収集し、時々刻々の熱負荷の変化及びエネルギー消費特性の変化を考慮したエネルギー消費量計算法の開発を行う。

（ロ）実測調査に基づくエネルギー消費量計算法の精度検証

　　実物件において時々刻々のシステムのエネルギー消費特性を実測して、計算値と実測値を比較して開発した計算法の精度を検証し、現行のエネルギー消費性能の評価手法に反映させるための検討を行う。

1. 調査の全体計画について（参考）

　本調査の実施期間は、平成28年度から平成29年度の複数年度とする。

＜平成28年度＞

上記②（イ）計算法の開発及び（ロ）実測調査の準備を行う。

＜平成29年度＞

上記②（ロ）実測調査の実施及びデータ分析、検証作業を行う。

1. 本調査における「事業主体が保有すべき知見・ノウハウ」

・CGSの性能予測シミュレーションの算出ロジックに関する知見

・CGS主機及び補機類のエネルギー消費特性に関する知見